

注 文 書

- 1 工事番号 2025001496
- 2 工事名 資管工 令和7年度 公共下水道雨水
(古川李埵第1排水区) 排水ポンプ設置工事
- 3 工事場所 大崎市 古川地域 旭五丁目地内
- 4 工 期 令和 8年 3月23日
- 5 別添書類 (1) 位 置 図
(2) 特記仕様書
(3) 参考明細書

大 崎 市 下 水 道 事 業
上下水道部 下水道施設課

位置図



0 100 200 300 400 500 m

1:8838

資管工 令和7年度 公共下水道雨水
(古川李塚第1排水区) 排水ポンプ設置工事

特 記 仕 様 書

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、宮城県大崎市が大崎市公共下水道事業の一環として大崎市古川地域旭五丁目地内において実施する“資管工 令和7年度 公共下水道雨水（古川李塚第1排水区）排水ポンプ設置工事”（以下「本工事」という。）に適用する。

第2条 法令規・政令・通達・基準・仕様書・設計図等の優先順位

本工事に関係する各種の法令規・政令・通達・基準・仕様書・設計図書等の優先順位は次のとおりとする。

第1 優先位：“本特記仕様書”及び別紙“機械・電気設備特記仕様書”

第2 優先位：設計図書

第3 優先位：大崎市が定める“工事請負契約書”

第4 優先位：宮城県が定める“宮城県土木工事共通仕様書 及び 土木工事管理基準”

第5 優先位：国 及び 宮城県並びに大崎市が定める各種の法令規・政令・通達・
条例・基準

第6 優先位：土木学会・日本下水道協会並びに関係諸学・協会の定める各種の
示方書・仕様書・規基準

第3条 疑義の処置

1 本工事に関して生じた疑義の処置については、本市監督職員（以下「監督職員」という。）と受注者とが協議して定めるものとする。

2 前項の協議の方法については、“工事請負契約書”並びに“宮城県土木工事共通仕様書 及び 土木工事管理基準”の定めに従うものとする。

第4条 受注者の義務・負担

1 本工事の遂行上において監督職員が必要と認めた事項については、前条の規定にかかわらず、その指示に従うことを受注者の義務とする。

2 本工事に関する地元対策 及び 関係諸官庁等との協議に要する各種の費用については、特に法令等に定める場合を除きすべて受注者の負担とする。

第2章 工 事

第5条 工事全般

1 受注者は、本工事について第1章 第3条の規定により誠実に遂行することは勿論のこと、工事に必要なすべての処置を講じなければならない。

- 2 勾配は厳密さを要求されるため、工事中は測量技術者を選任し、仮BM等は常に確認しなければならない。また、丁張は堅固に施し作業中に高低が狂うようなことがないようにしなければならない。
- 3 道路管理者・地下埋設物管理者・各工事パトロール等から指示・指摘を受けた場合には、直ちに指示・指摘事項に対応するとともに、併せて監督職員に連絡しなければならない。
- 4 作業時間帯以外は敷鉄板の設置を行い、住民の通行に支障をきたさないように対応すること。
- 5 本工事に関わる苦情や要望が付近住民からなされた場合には、直ちに善処するとともに、監督職員に連絡及び協議をしなければならない。

第6条 騒音・振動の規制

- 1 受注者は、騒音や振動の発生源となる施設の配置にあたっては、関係法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用 及び 運用は受注者の責任において行わなければならない。

第7条 隣接工事との調整

- 1 受注者は、本工事と隣接する工事があるときは、当該工事と調整を十分に行い、工事の円滑な遂行に努めなければならない。

第8条 事前・事後調査

- 1 受注者は、本工事に先立ち以下のとおり調査を実施しなければならない。また、調査前にその範囲・方法・時期を、調査後にその結果をそれぞれ書面 及び 写真をもって監督職員に提出し承諾を得るものとする。

<事前調査>

(1) 周辺的环境状況

- イ. 建物、道路の路面 及び 交通量等の状況
- ロ. 架空線、地下埋設物、信号機等の地上の工作物及び橋梁等の構造物の状況
- ハ. 工事による騒音・振動の影響

(2) 地盤の状況

- ニ. 地層の構成 及び 地質の状況
- ホ. 地下水の水質・水位・水量
- ヘ. その他監督職員が必要と認める事項

<事後調査>

- (1) 工事完了後、所有者から再調査の請求があった建物等 及び 変状をきたした恐れのある建物等については、事後調査を実施するものとする。

- (2) 工事作業のうち関係法令・通達により事後調査の実施が義務付けられているものについては、その規定に基づき適切に実施しなければならない。

第9条 発生土処理

- 1 受注者は、発生土処分にあたり発注者の指定した場所に運搬、処分する。
- 2 特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適切に処分しなければならない。
- 3 設計図書の作成にあたり、運搬先の取扱いについては施工条件明示書のとおりであり、運搬処理に要する費用として運搬費 及び 受入費を積上げ計上している。
- 4 受注者は、掘削発生土の運搬にあたり、運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備（シート被覆等）を施すとともに、積載量を超過してはならない。

第10条 床掘

- 1 受注者は、床掘の施工にあたり、特に指定のない限り地質の硬軟、地形 及び 現地の状況により安全な工法をもって、設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。
- 2 受注者は、床掘仕上がり面の掘削においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
- 3 受注者は、床掘箇所の湧水 及び 耐水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。
- 4 受注者は、構造物 及び 埋設物に近接して掘削するにあたり、周辺地盤の緩み、沈下等の防止に注意して施工し、必要に応じ、当該施設の管理者と協議の上、防護措置を行わなければならない。

第11条 埋戻し

- 1 受注者は、埋戻し材料について、良質な土砂 又は 設計図書で指定されたもので監督職員の承諾を得たものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、埋戻し作業にあたり、函渠が移動したり破損したりするような荷重や衝撃を与えないように注意しなければならない。
- 3 受注者は、埋戻しの施工にあたり、排水構造物の側面に空隙を生じないように十分突き固めなければならない。
- 4 受注者は、埋戻しを施工するにあたり、設計図書に基づき、各層所定の厚さ毎に両側の埋戻し高さが均等になるように、必ず人力 及び タンパ等により十分締

固めなければならない。また、一層の仕上り厚は、20cm以下を基本としなければならない。

- 5 受注者は、埋戻しを施工するにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去しなければならない。
- 6 受注者は、埋戻し箇所に湧水 又は 滞水がある場合には、施工前に排水しなければならない。
- 7 受注者は、埋戻しの施工にあたり、土質 及び 使用機械に応じた適切な含水比の状態で行わなければならない。
- 8 受注者は、掘削溝内に埋設物がある場合には、埋設物管理者との協議に基づく防護を施し、埋設物付近の埋戻し土が将来沈下しないようにしなければならない。
- 9 受注者は、埋戻し路床の仕上げ面は、均一な支持力が得られるよう施工しなければならない。

第3章 仮設工

第12条 路面覆工（敷鉄板）

- 1 受注者は、敷鉄板を設置するにあたり、敷鉄板間の段差、隙間、敷鉄板表面の滑り 及び 敷鉄板の跳上り等に注意し、交通の支障とならないようにしなければならない。

第13条 交通管理工

- 1 受注者は、公道上における施工にあたり、安全施設を施すとともに、作業中においては常に歩行者 及び 車両が安全に通行できるよう、必要な施設・人員を配置しなければならない。
- 2 受注者は、監督職員が本工事に必要と認める安全対策がある場合は、これを講じなければならない。
- 3 設計図書の作成にあたり、交通誘導警備員については、以下のとおり設計書に積上げ計上している。
(1) 交通誘導警備員 B …… 8人日

第4章 暴力団等の排除について

第14条 契約の解除

- 1 この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

- 2 本市から指名停止の措置 及び 資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部 又は 一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- 3 この契約の履行に当たり暴力団員 又は 暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求 又は 妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求 又は 妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求 又は 妨害を受け、警察への通報、捜査協力 及び 発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じる。

第5章 その他の特記事項

第15条 資材調達 及び 作業員の雇用

- 1 本工事における下請負、資材調達は、大崎市内の企業を活用することを原則とする。また、工事着手後に発注者が指定した主要資材については、工事完了時に、主要資材市内調達調書を提出すること
- 2 工事等の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

第16条 週休2日制の実施

- 1 本工事は、週休2日工事【現場閉所型】の対象である。
- 2 当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」に取り組む場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。
協議により、「月単位の週休2日」又は「完全週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。

資管工 令和7年度 公共下水道雨水
(古川李塚第1排水区) 排水ポンプ設置工事

機械・電気設備

特記仕様書

目 次

第1章	総 則
1-1	適 用 範 囲
1-2	一 般 事 項
1-3	納 品 図 書
1-4	検 査
1-5	材 料 保 管
1-6	保 証 期 間
第2章	ポンプ設備
2-1	水 中 ポ ン プ
2-2	逆 止 弁
2-3	止 水 弁
2-4	可 と う 管
2-5	槽 内 配 管
2-6	付 帯 設 備
2-7	複 合 工
第3章	電気設備
3-1	盤 共 通 事 項
3-2	制 御 盤
3-3	引 込 開 閉 器 盤
3-4	水 位 計
3-5	監 視 装 置
3-6	ポ ン プ 運 転 制 御
3-7	複 合 工
第4章	据付工事
4-1	据 付 工 事 概 要
4-2	ポ ン プ 設 備 工 事
4-3	電 気 設 備 工 事

第 1 章 総 則

1-1. 適用範囲

本仕様書は、資管工 令和 7 年度 公共下水道雨水（古川李塚第 1 排水区）排水ポンプ設置工事に伴う機械設備・電気設備工事に適用する。

1-2. 一般事項

1. 本仕様書に特に定めていない事項については監督員との打合せによるものとする。
2. 請負者は、工事施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。
 - (1) 労働基準法
 - (2) 労働安全衛生法
 - (3) 建設業法
 - (4) 公害対策基本法
 - (5) 水質汚濁防止法
 - (6) 大気汚染防止法
 - (7) 悪臭防止法
 - (8) 下水道法
 - (9) 電気事業法
 - (10) 道路交通法
 - (11) 騒音規制法
 - (12) その他関係法令，条例
3. 請負者は、工事施工にあたり諸規格に準拠しなければならない。
 - (1) 日本工業規格（JIS）
 - (2) 日本電機工業会標準規格
 - (3) 建設業法
 - (4) その他関連の規格
4. 工事施工に必要な関係官公庁，その他の者に対する諸手続きは、監督員の承諾を得た上で、請負者において迅速に処理するものとする。

1-3. 納品図書

1. 納品図書は、製作仕様書，外形図，構造図，据付図，電気結線図，及びその他の必要な図面より成り，各 1 部提出するものとする。
2. 納品図書に訂正があれば，その部分を明示した訂正納品図書を、前記要領で再提出するものとする。

1-4. 検査

製作工場においてポンプは JIS B 8301, JIS B 8302 に基づき, 組立完成後に性能試験を行い, 制御盤は耐圧試験, 動作試験を行うものとする。

現地において総合試運転を実施し, 正常な運転が行われていることを確認するものとする。

1-5. 材料保管

工事の竣工まで機器, 材料の保管の責任は請負者にあるものとする。

1-6. 保証期間

1. 機器の保証期間は規定による引渡しを受けた日から1箇年とする。
2. 保証期間内に明らかに請負者の設計, 製作, 施工の不備に起因する故障が生じた場合は, 請負者の責任において直ちに修理または取替えをしなければならない。

第2章 ポンプ設備

2-1. 水中ポンプ

1. 使用目的

流入する雨水を圧送又は揚水するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 形式	ノンクログタイプ	着脱装置 付
(2) 口径	80 mm 但し、立上り管をφ100に拡張する	
(3) 吐出量	0.695 m ³ /min	
(4) 全揚程	14.3 m	
(5) 効率	メーカーによる	
(6) 回転速度	1500 min ⁻¹	
(7) 使用材料	ケーシング：FC200以上(着脱曲胴含む) 主軸：SUS420J2 羽根車：SCS13	
(8) 電動機出力	3.7 kW	
(9) 周波数	50 Hz	
(10) 電圧	三相 200 V	
(11) 絶縁階級	E種	
(12) モータ冷却方式	空冷式	
(13) 水中ケーブル長	30 m	
(14) 数量	1台	

3. 構造概要

本ポンプは雨水を移送するもので、雨水中において連続運転に耐える堅ろうな構造とする。また、振動や騒音が少なく、円滑に運転できるとともに有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とする。

4. 製作条件

モータが大気に露出した状態で、長時間連続運転が可能なものとする。

5. 各部の構造

(1) ケーシング

- 1) ケーシングは内部圧力および振動等に対する機械的強度ならびに腐食・摩耗を考慮した良質の鋳鉄製品とする。
- 2) ケーシングは分解組立が容易にできる構造とする。

(2) 羽根車

羽根車は良質強靱な製品とし、固形物の混入に対し堅牢であること。また、羽根車は平衡を十分取るとともに表面を滑らかに仕上げること。

(3) 主 軸

主軸は電動機軸を延長したもので伝達トルクおよび振り振動に対しても十分な強度を有すること。

(4) 軸封装置

軸封部にはメカニカルシールを用い、運転中あるいは停止中を問わず、異物がモータ内に侵入しないよう中間に油を密封した二段構造とする。

(5) 軸 受

回転部重量および水カスラストは電動機に内装した軸受で支持するものとし、長時間の連続運転に耐え、円滑な自己潤滑ができる構造とする。

(6) フランジ

配管との接続フランジ穴あけ規格は、JIS B 2239 (10K) に準じること。また、ポンプます内配管および分解用フランジのボルト、ナットは SUS304 とする。

6. 保護装置

- (1) 異常温度上昇を検知するマイクロサーマルプロテクタを内蔵すること。
- (2) 水のモータ部侵入を検知する浸水検知器を設け、故障表示が可能な構造とすること。

7. 塗 装

鋳鉄部等、塗料による防食処理が必要な箇所は、エポキシ樹脂系塗料で膜厚 0.2mm 以上の塗装を施すものとする。

8. ポンプ付属品 (1 台につき)

- | | |
|---|-----|
| (1) 水中ケーブル | 1 式 |
| (2) 吊り上げ用チェーン (SUS304) | 1 式 |
| (3) ポンプ着脱装置 (FC200 以上、ガイドパイプ等要部 SUS304) | 1 式 |
| (4) 基礎ボルト、ナット (SUS304) | 1 式 |

9. 空気抜弁

(1) 概要

本弁は、ポンプ吐出管に設け管内の空気を排出しポンプのエアロックを防止するためのものである。

(2) 仕様

設置場所	ポンプ吐出管
弁体	SCS13
フロート	エボナイト
数量	1台

2-2. 逆止弁

1. 使用目的

ポンプ吐出側に設け、ポンプ停止時の逆流を防止するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	ボール式	
(2) 口 径	φ 80 mm	
(3) 使 用 水	雨水	
(4) フ ラ ン ジ 規 格	JIS 10K	
(5) 数 量	1 台	

3. 構造概要

本弁は、水中ポンプの吐出側に取付け、停電その他によりポンプが急停止した場合、流水の逆流を防止するために設置するもので、作動確実にして耐久性を有するものとする。

4. 製作条件

- (1) 本弁はポンプ停止時の流水の逆流を防止するため、強い衝撃に耐え、堅ろうな構造とする。
- (2) 開閉動作は円滑に行えること。

5. 各部の構造

- (1) 本弁は両フランジ形ボール式構造とする。ケーシングは良質なステンレス鋳鋼製(SCS13)とし、腐食および摩耗を考慮すること。
- (2) 弁体は耐摩耗性、耐衝撃性を有するゴムを使用し、正確に閉止が行い得るものとする。

6. 使用材料

- | | | |
|---------|---------|---------|
| (1) 弁 箱 | ステンレス鋳鋼 | (SCS13) |
| (2) 弁 体 | 合成ゴム | (ボール式) |

2-3. 止水弁

1. 使用目的

主ポンプの吐出側に設け、止水を行うものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 形式	ボール式	
(2) 口径	φ80 mm	
(3) 使用水	雨水	
(4) フランジ規格	JIS 10K	
(5) 数量	1台	

3. 構造概要

本弁は、止水を行うために設置するもので、作動確実にして耐久性を有するものとする。

4. 製作条件

- (1) 本弁はボール式止水弁とする。
- (2) 開閉動作は円滑に行え、閉鎖時には漏水のない十分な機能を有すること。

5. 各部の構造

各部の構造はつぎによる。

- (1) 本弁は両フランジ形ボール式構造とする。
- (2) 弁箱の鋳造品は、鋳巣、歪等のない良質のステンレス鋳鋼製（SCS13）で十分な肉厚をもち、強度剛性を有するものとする。

6. 使用材料

- | | | |
|--------|---------|----------|
| (1) 弁箱 | ステンレス鋳鋼 | (SCS13) |
| (2) 弁体 | ステンレス鋼 | (SUS304) |

2-4. 可とう管

1. 使用目的

ポンプ井出口と圧送管の間に取付け、不当沈下、温度変化等による圧送管の破損及び振動や騒音の発生を防ぐために設けるものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 設 置 場 所	地中埋設	
(2) 形 式	フランジ式	
(3) 寸 法	100A×350L	
(4) 偏 心 量	100 mm	
(5) 数 量	1 個	

3. 製作条件

雨水の圧送管に設けるため衝撃に耐える堅牢な構造とし、腐食磨耗に耐えるよう肉厚等を十分に考慮すること。

4. 各部構造

天然・合成ゴム及び補強コード、補強リングの組合せにより、耐圧、偏心量、腐食磨耗を十分に考慮すること。

2-5. 槽内配管

1. 本工事で施工する配管の範囲は、下記の通りとする。

配管名称	口径	管種	施工範囲	備考
槽内配管	φ80～φ100	SUS	ポンプ吐出口 ～圧送管取合部	

2. 配管材料

- (1) 一般的配管材料を下表に示す。

呼称	規格			備考
	番号	名称	記号	
铸铁管	JSWAS G-1	下水道用ダクタイル铸铁管	DCIP	圧送管
	JIS G 5526	ダクタイル铸铁管 K形	DCIP	圧送管
	JIS G 5527	ダクタイル铸铁管異形管 K形	DCIP	ポンプ吐出管
鋼管	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP-黒	燃料配管排気管等
ステンレス 鋼管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管	SUS-TP	水配管
樹脂管	JIS K 6741	硬質塩化ビニル管	VU	脱臭配管等
	JIS K 6742	硬質塩化ビニル管	VP	

- (2) ダクタイル铸铁管は、(社)日本下水道協会規格 (JSWAS) 及び日本工業規格 (JIS) に定められた製品を選定する。

- (3) 鋼管等は、日本工業規格 (JIS) に定められている製品を使用する。

第3章 電気設備

3-1. 盤共通事項

1. 制御盤概要

- (1) 盤の主要構造材料は、収納機器の重量、作動による衝撃などに十分耐える強度を有するものとする。
- (2) ドアには鍵を設ける。
- (3) 屋外形は防雨性を有し、雨水のたまらない構造とする。
- (4) 盤類の形状及び寸法は、設計図を参照し、納品図書において決定するものとする。
- (5) 自動通報・監視装置を設ける。(スタンド形は除く)
- (6) 停電時対応として自家発電機接続用端子を設ける。

2. 主回路

- (1) 主回路の電圧は交流 200V とする。
- (2) 主回路に用いる母線及び接続導体は銅を使用し、規定の条件のもとに定格電流及び定格短時間電流を流しても十分にこれに耐えるものとする。
絶縁電線を用いる場合は原則として 600V ビニル絶縁電線 IV (JIS C 3307)
または、電気機器用ビニル絶縁電線 KIV (JIS C 3316) を使用するか、または、同等品以上とする。

3. 制御回路

- (1) 制御電源は主回路より分岐する。
- (2) 制御回路に用いる電線は原則として 600V ビニル絶縁電線 IV (JIS C 3307) または、電気機器用ビニル絶縁電線 KIV (JIS C 3316) に規定されたもので、断面積が 1.25mm^2 以上を使用し、かつ可動部は、十分可とう性があるものとする。ただし、電流容量、電圧降下などに支障がなく保護協調がとれれば細い電線を使用してもよいものとする。
- (3) 電線被覆の色別は、JEM 1122 により下記の色別を行うものとする。

計器用変圧器二次回路	黄色
変流器二次回路	黄色
制御回路	黄色
接地回路	緑色
- (4) 盤内照明や自動通報装置等が 100V 仕様の場合は別途 100V 電源 (定額電灯または従量電灯) を引込むものとする。

3-2. 制御盤

1. 数量 1面
2. 形式 屋外装柱形
3. 箱体材質 ステンレス鋼板製
4. 寸法 設計図書を参照し、納品図書において決定するものとする。
5. 器具類
 - (1) 配線用遮断器 1式
 - (2) 漏電遮断器 1式
 - (3) 電磁接触器 1個
 - (4) 3Eリレーまたはサーマルリレー 1組
 - (5) 進相コンデンサ 1個
 - (6) 水位変換ユニット 1式
 - (7) 交流電圧計 1個
 - (8) 交流電流計 1個
 - (9) 補助継電器 (プログラマブルコントローラ等も含む) 1式
 - (10) 運転時間計 1個
 - (11) 表示灯 1式
 - (12) タイマー 1式
 - (13) ヒューズ 1式
 - (14) 端子台及び内部配線 1式
 - (15) 切替開閉器 1式
 - (16) 操作開閉器 1式
 - (17) 扉開閉ハンドル (鍵付) 1式
 - (18) 監視装置 1式
 - (19) 自家発電機接続用端子 1式
 - (20) その他必要なもの 1式

3-3. 引込開閉器盤

1. 数量 1面
2. 形式 屋外装柱形
3. 箱体材質 ステンレス鋼板製
4. 寸法 設計図書を参照し、納品図書において決定するものとする。
5. 内蔵機器
 - (1) 配線用遮断器 1式
 - (2) WHM 取付スペース 1式

3-4. 水位計

1. 概要

水位計の種類は投込式水位計とする。

2. 仕様

(1) 投込式水位計（内水位）

項目	仕様	備考
形式	投込圧力式	
数量	1台	
電源	AC100V または AC200V、50Hz または 60Hz	
出力信号	水位出力接点 5点程度 アナログ水位出力 1点 (DC4~20mA)	
材質	水位センサ部 SUS304	
精度	±0.5%FS 以内 (水位変換器との組合せ精度)	
付属品 (1台につき)	水位変換器 1個 専用ケーブル (90m) 1式 吊下チェーン 1式	変換器は盤内収納

(1) 投込式水位計（外水位）

項目	仕様	備考
形式	投込圧力式	
数量	1台	
電源	AC100V または AC200V、50Hz または 60Hz	
出力信号	水位出力接点 5点程度 アナログ水位出力 1点 (DC4~20mA)	
材質	水位センサ部 SUS304	
精度	±0.5%FS 以内 (水位変換器との組合せ精度)	
付属品 (1台につき)	水位変換器 1個 専用ケーブル (20m) 1式 吊下チェーン 1式	変換器は盤内収納

3-5. 監視装置

1. 概要

設備の異常発生時に、予め設定した通報先へ自動的に異常通報を行う。また、施設の稼働状況を監視し、ポンプ運転回数、槽内水位データの記録を行い、定期的に各種通信端末へ転送する装置である。

2. 仕様

項目	仕様	備考
取付場所	制御盤内	
環境配慮	鉛フリー化対応	
入力点数	デジタル 17点以上 アナログ 4点以上	
データ保持量	運転日報 3ヶ月分 運転月報 3ヶ月分 異常履歴 1,000件程度 アナログ 32,000データ/点程度	
通信回線	携帯電話通信網 au 4G LTE 回線 (800MHz 帯)	
通報宛先	30宛先以上	
通報先種別	Eメール	
電源	AC100V または AC200V、50Hz または 60Hz	
停電保障時間	ニッケル水素電池により 2時間以上	
付属品	アンテナ、専用ケーブル	
数量	1台	

3-6. ポンプ運転制御

1. 水位による自動運転

マンホール内の内水位が運転開始水位（HWL）かつ放流先の外水位が運転可能水位になると、ポンプ1台が自動始動し送水する。その後、水位が停止水位（LWL）まで低下すると自動停止する。

2. ポンプの運転方法

運転方法はポンプ1台による単独運転とする。

3. 異常警報

異常発生時に自動通報・監視装置にて通報する。

警報項目（例）：ポンプ故障

水位計異常

第4章 据付工事

4-1. 据付工事概要

1. 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任をもって施工しなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。
2. 機器の搬入、据付の際は、機器本体、構造物に対して損傷を与えることのないように注意すること。
3. 機器の据付の詳細については、施工図を提出のうえ、監督員の指示を受けること。

4-2. ポンプ設備工事

1. 機器の据付

- (1) マンホール内のステップとマンホールのセンターを基準にし、正確に墨出しを行うこと。
- (2) 着脱ベンドの施工は特に水平垂直レベルに留意し、据付後機器の性能に支障をきたすことのないように十分に注意し施工すること。

2. 配管工事

- (1) 配管の接合は漏水がないように正確、確実に行うこと。
- (2) 配管の固定は、堅ろうに取付けを行うこと。

4-3. 電気設備工事

1. 盤の据付

- (1) 自立形（スタンド形、ポール形を含む）盤は水平に据付くように調整のうえ、アンカーボルトで基礎ベース上に堅ろうに固定すること。
- (2) 装柱形及び壁掛形盤は所定の金具で柱及び壁に強固に取付けのこと。

2. 電線管工事

- (1) 電線管は施工場所により、次の管を使用すること。
 - (A) 露出配管 金属製可とう電線管
ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管
 - (B) 地中配管 波付硬質合成樹脂管
硬質ビニル電線管
 - (C) 接地線用 硬質ビニル電線管（露出、地中とも）
- (2) 地中電線管部については、ケーブル埋設シートを敷設のこと。

3. 配線工事

(1) 配線は使用目的により次の電線またはケーブルを使用すること。

(A) 電源回路 600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (CV)

600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VVR)

(B) 制御回路 制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル (CVV)

(C) 接地回路 600V ビニル絶縁電線 (IV) 緑色

(2) 端子への接続

各端子への接続は圧着端子で行うこと。

4. 接地工事

接地工事の接地極には、接地銅板または連結式接地棒を使用し、各種接地抵抗値の基準値内になるように施工すること。

5. 引込受電柱の建柱

低圧電力、定額電灯（または従量電灯）及び電話回線等は、引込受電柱に一括して引込むものとする。建柱位置はマンホール近傍とすることを原則とするが、建柱にあたっては監督員の指示によるものとする。なお、ポール形盤のときは、建柱は不要とする。

— 特記仕様書 —

令和7年11月1日以降公告案件から適用

施工条件明示書

工事番号	2025001496	工事名	賢管工 令和7年度 公共下水道雨水(古川李塚第1排水区)排水ポンプ設置工事		事務所名	大崎市 上下水道部 下水道施設課	
項 目	条 件	内 容			施 工 方 法	備 考	
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。					
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置							
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	○	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)					
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)	○	契約工期初日以降、○○日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。					
(3) 上記以外	●	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手					
上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html							
3 専任特例の適用を受ける技術者の配置							
建設業法第26条第3項ただし書の規程(以下「専任特例」という。)の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、下記によるものとする。 1 専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合、適用要件について以下の出納局契約課ホームページを参照すること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html 2 本工事の主任技術者又は監理技術者が専任特例の適用を受ける場合、落札候補者となった際に確認事項兼誓約書を提出すること。 3 本工事において、専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。							
4 積算基準及び設計単価の適用期日							
(1) 積算基準及び設計単価の適用について	●ある	○ない	積算基準及び設計単価は令和7年10月の基準及び単価としている。				
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更	○ある	●ない	本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。ただし、災害に伴う応急仮工事など緊急を要する工事において、積算月と契約月が同月となる場合など、工事請負契約締結後における設計単価の変更が必要ないと判断される場合においては、適用「なし」を選択することも可能とし、その場合は下欄にその理由を記載する。				
			適用「なし」 の理由				
5 工程関係							
(1) 関連工事による施工時期の調整	○ある	●ない					
(2) 施工時期による制限	○ある	●ない					
(3) 関係機関等との協議の未成立	●ある	○ない	道路占用許可申請 未申請		大崎市		
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	○ある	●ない					
6 公害対策関係							
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	●ある	○ない	重機等による振動、騒音の防止		振動、騒音防止に努めること。		
7 安全対策関係							
(1) 交通安全施設等の指定	●ある	○ない	市道神田8号線での施工に伴い保安施設の設置及び交通誘導員を適切に配置すること。				
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限	●ある	○ない	施工区間において、一部水道管(VPΦ100)が近接している。		施工前に必要と思われる箇所の試掘調査を実施し、結果を監督職員に報告するとともに、必要な措置を講ずること。		
8 排水工関係							
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	○ある	●ない					
9 建設副産物対策関係(建設発生土)							
(1) 建設発生土の処理・処分について		本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。					
		処理・処分する場所		処理・処分方法	距離	制限時間	備考
		名称	所在地				
(2) 建設発生土	●ある	○ない	佛岩手マイテック 大郷開発事務所	黒川郡大郷町 川内地内	ガンブトラック運搬、整地	24.6 km	時 分 ~ 時 分

10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)																			
(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について		下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または廃棄物対策課のHPを参照)。																	
		処理・処分する場所	処理・処分方法	距離	制限時間														
工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。																			
(2) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	コンクリート塊	○ある	●ない				km	時 分 分	～ 分									
		アスファルト塊	●ある	○ない	横浜リサイクルプラント	大崎市 古川地域 清水三丁目地内	ダンプトラック運搬、中間処理	7.6 km	時 分 分	～ 分									
		建設発生木材	○ある	●ない				km	時 分 分	～ 分									
		建設汚泥	○ある	●ない				km	時 分 分	～ 分									
		その他	○ある	●ない				km	時 分 分	～ 分									
(3) 再生材の利用		●ある	○ない	種類・数量	再生砕石RC-40,再生As安定処理														
11 現場環境改善																			
(1) 現場環境改善費(率計上)について		○ある	●ない	本工事は、現場環境改善費(率計上)を計上している工事である。下表の内容のうち原則として、各計上費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を選択し、具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。															
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容(率計上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>						計上費目	実施する内容(率計上)	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献
計上費目	実施する内容(率計上)																		
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減																		
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																		
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)																		
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献																		
(2) 避暑(熱中症対策)・避寒対策費について		避暑(熱中症対策)・避寒対策を実施した場合、その費用を設計変更の対象とする。(共通仮設費の現場環境改善費(積み上げ分)として計上)実施に当たっては、対策内容がわかる資料により発注者と協議すること。費用については、注文書及び請求書、またはそれに代わる書類により協議すること。ただし、設計変更の上限額は、土木部標準積算基準書により算出した現場環境改善費(率計上)の50%とする。なお、設計変更の対象となる内容は、遮光設備や大型扇風機、製氷機の設置費用など現場の施設や設備に対する対策であり、空調機や経口保水液の購入費用など作業員個人に対する対策は対象外となる。																	
(3) 快適トイレの設置費について		受注者が快適トイレを設置する場合、その費用を設計変更の対象とします。(共通仮設費(営繕費)の積み上げ分として計上)実施に当たっては、「快適トイレの設置費用に係る積算基準(事業管理課HP-各種基準)を参照すること。																	
12 品質証明																			
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象		○ある	●ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。															
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象		○ある	●ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。															
13 標準的な設計図書による発注方式		○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。															
14 資材関係																			
(1) 生コンクリート		生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。																	
(2) 購入土		購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。																	
(3) 宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。		必須	○ある	●ない	1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。 2. 盛土材、埋め戻し材 3. その他()														
(4) 県内産製品の使用		○ある	●ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html															
(5) 現場吹付法砕工		吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm ² 以上とする。																	
15 設計変更の手続き																			
(1) 設計変更の手続きについて		設計変更については、工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1-1-1-14～1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(宮城県土木部)」によることとする。 詳細については、以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】」を参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html トップページ > しごと・産業 > 土木・建築・不動産業 > 建設業 > 設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】																	
16 その他																			
(1) 舗装の下請制限について		○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。															
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無		○ある	●ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。															
(3) 三者会議の対象の有無		○ある	●ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。															

(4)貸与資料の有無	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	本仕様書によるものほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料()
(5)発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。
(6)法定外の労災保険の付保について	本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付きなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。		
(7)熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。
(8)盛土規制法について	本工事において、盛土規制法の規制対象となる行為を行う場合は、事前に手続き方法等について発注者と協議すること。詳細については、以下のホームページを参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/morido.html		

働き方改革・生産性向上に関する事項

項 目	条 件		内 容
17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無			
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、「高度型」の場合 なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
18 業務効率化			
(1)工事情報共有システムの活用	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2)工事書類の簡素化の試行について	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3)ウィークリースタンス等の推進	本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)		
19 週休2日工事の適用の有無			
(1)週休2日工事	<input checked="" type="radio"/> 対象	<input type="radio"/> 実施困難工事	1. 週休2日対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき、行うこととする。 なお、週休2日工事の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。
(2)週休2日工事の種別	<input checked="" type="radio"/> 現場閉所型	<input type="radio"/> 交替制	現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所を閉鎖する。 交 替 制 :現場閉鎖を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。
(3)週休2日工事の区分	当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」に取り組む場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。 協議により、「月単位の週休2日」又は「完全週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。		
20 女性活躍推進モデル工事の適用の有無			
(1)女性活躍推進モデル工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	実施に当たっては、宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)で確認のこと。
21 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無			
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	実施に当たっては、発注者から工事打合せ簿により、「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。

東日本大震災に伴う特例制度

項目	条件	内容	施行方法	備考
22 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	<p>1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。</p> <p>営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2 本工事は、予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。</p> <p>1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合:</p> <p>3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>	
(2) 労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	<p>本工事は、「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舍の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。</p>	
23 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある	●ない	<p>下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。</p> <p>購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。</p>	<p>受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。</p> <p>1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明書」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積り書 6 その他、必要と思われる事項</p>
24 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1) 施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ある	●ない	<p>本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○○)、△△地区(施工箇所○○)、□□地区(施工箇所○○)(以下、対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。</p>	<p>本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。</p>
25 その他				
(1) 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱	○ある	●ない	<p>・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込単価(単価)としている。ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。</p>	
(2) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	○ある	●ない	<p>間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。</p>	

特記事項

1 追加事項1			
(1) 追加 着手前測量および地下埋設物の確認	工事期間中は大雨などによる出水に注意し、浸水等が発生した場合は速やかに対処すること。		
(2) 追加 設計図書と現地調査の相違点	着手前調査においても、本設計図書との相違点が確認された場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、対応を検討し書面にて協議を行うこと。		
(3) 追加 舗装復旧工の取扱い	舗装復旧工は仮復旧とする。また、舗装構成が本設計図書の内容と異なることが確認された場合は、追加事項1(2)と同様の取扱いとする。		
(4) 追加 工事実績情報システム(コリンズ)登録	工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録申請を行うこと。		
(5) 追加 仮排水について	工事期間中は大雨などによる出水に注意し、浸水等が発生した場合は速やかに対処すること。		
2 追加事項2			
(1) 追加 埋戻し材について	埋戻し材は購入土とする。		
(2) 追加 その他	本設計仕様等で疑義が生じた場合は、直ちに監督職員と協議を行うこととし、打合せ、協議・承諾・指示等の内容は、すべて工事打合せ簿等の書面で行うこと。		
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
3 追加事項3			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
4 追加事項4			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
5 追加事項5			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
6 追加事項6			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
7 追加事項7			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			

令和7年度	工事名	資管工 令和7年度 公共下水道雨水（古川李塚第1排水区）排水ポンプ設置工事		
期 間	令和 年 月 日 から 令和8年3月23日 まで			
起 工 理 由				
<p>概要</p> <p>水中ポンプ設置 N=1箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水中ポンプ（空冷式ノンクログ型、φ80mm） N=1台 ・ポンプ制御盤（ステンレス鋼板製屋外装柱型） N=1面 				

工事名	資管工 令和7年度 公共下水道雨水（古川李埜第1排水区）排水ポンプ設置工事				事業区分	下水道	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
本工事費		式	1				
機械設備工		式	1				
機器費		式	1				
水中汚水ポンプ	空冷式ノンクログ型 φ80×0.695m3/min×14.3m×3.7kw	台	1				見積単価
据付工事原価		式	1			直接工事費+間接工事費	
直接工事費		式	1				
輸送費		式	1				
輸送費	2tトラック 輸送距離855km	式	1				
材料費		式	1				
直接材料費		式	1				内 1号
補助材料費		式	1			直接材料費× %	
労務費		式	1				
一般労務費		式	1				内 2号

工事名	資管工 令和7年度 公共下水道雨水（古川李埜第1排水区）排水ポンプ設置工事				事業区分	下水道	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
機械設備据付労務費		式	1				内 3号
複合工費		式	1				
複合工		式	1				内 4号
直接経費		式	1				
機械経費（率）		式	1			労務費 × %	
仮設費		式	1				
仮設費（率）		式	1			(機器費+直接工事費(当該仮設費除く)) × %	
仮設費（積上げ）		式	1				内 5号
間接工事費		式	1				
共通仮設費		式	1				
共通仮設費（率）		式	1			直接工事費 × %	
運搬費		式	1				内 6号
現場管理費		式	1			(直接工事費+共通仮設費) × %	

工事名	資管工 令和7年度 公共下水道雨水（古川李埜第1排水区）排水ポンプ設置工事				事業区分	下水道	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
据付間接費		式	1			機械設備据付労務費× %	
設計技術費		式	1				
設計技術費		式	1			(機器費+据付工事原価) × %	
工事原価		式	1			(機器費+据付工事原価+設計技術費)	
一般管理費		式	1				
一般管理費等		式	1			工事原価× %	
機械設備工事価格		式	1				

工事名	資管工 令和7年度 公共下水道雨水（古川李塚第1排水区）排水ポンプ設置工事				事業区分	下水道ポンプ設備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
本工事費		式	1				
電気設備工		式	1				
機器費		式	1				
ポンプ制御盤	ステンレス鋼板製 屋外装柱型	面	1				見積単価
無線式監視計	アンテナ・専用ケーブル付	台	1				見積単価
引込開閉器盤	ステンレス鋼板製 屋外装柱型（低圧用）	面	1				見積単価
水位計	投込式(外水位) 付属ケーブル20m	台	1				見積単価
水位計	投込式(内水位) 付属ケーブル90m	台	1				見積単価
掘付工事原価		式	1			直接工事費＋間接工事費	
直接工事費		式	1				
材料費		式	1				
直接材料費		式	1				内 7号
補助材料費		式	1			直接材料費× %	

工事名	資管工 令和7年度 公共下水道雨水（古川李塚第1排水区）排水ポンプ設置工事				事業区分	下水道	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
労務費		式	1				
一般労務費		式	1				内 8号
技術労務費		式	1				内 9号
複合工費		式	1				
複合工		式	1				内 10号
直接経費		式	1				
機械経費（率）		式	1			労務費(技術労務費を除く)× %	
仮設費		式	1				
仮設費（率）		式	1			直接工事費（当該仮設費除く）× %	
間接工事費		式	1				
共通仮設費		式	1				
共通仮設費（率）		式	1			直接工事費× %	
現場管理費		式	1			(直接工事費 + 共通仮設費) × %	

工事名	資管工 令和7年度 公共下水道雨水（古川李塚第1排水区）排水ポンプ設置工事				事業区分	下水道	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
据付間接費		式	1			据付(技術者)間接費+据付(機器)間接費	
設計技術費		式	1				
設計技術費		式	1			(機器費+据付工事原価) × %	
工事原価		式	1			(据付工事原価+設計技術費)	
一般管理費		式	1				
一般管理費等		式	1			工事原価 × %	
電気設備工事価格		式	1			(工事原価+機器費+一般管理費等)	

工事名	資管工 令和7年度 公共下水道雨水（古川李塚第1排水区）排水ポンプ設置工事				事業区分	下水道	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
工事価格合計		式	1			機械設備工事価格+電気 設備工事価格	
消費税等相当額		式	1				
本工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月日	2025.10
歩掛摘要年月日	2025.10
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	直接材料費	条件	単位	数量	式	数量	1	数量増減	金額増減	摘要
ステンレス鋼鋼管	SUS304sch20S 25A		kg	1.02						
ステンレス鋼鋼管	SUS304sch20S 80A		kg	98.72						
付属材料費	ステンレス鋼鋼管		式	1						材料費×1.4
逆止弁	φ80 ボール式		個	1						見積単価
止水弁	φ80 ボール弁		個	1						見積単価
空気抜弁	φ25 ねじ込み式		個	1						見積単価
ゴム製伸縮可とう管	Φ100 偏心量100mm L=350mm		個	1						見積単価
硬質塩化ビニル管	VPΦ100		m	34.14						
90° エルボ	Φ100		個	3						
計										

一式当り内訳書

単価使用年月日	2025.10
歩掛摘要年月日	2025.10
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 2号	一般労務費		単位	式	数量	1			
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
配管工		人							
普通作業員		人							
計									

一式当り内訳書

単価使用年月日	2025.10
歩掛摘要年月日	2025.10
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 3号	設備据付労務費		単位	式	数量	1			
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
機械設備据付工		人							
計									

一式当り内訳書

単価使用年月日	2025.10
歩掛摘要年月日	2025.10
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 4号	複合工	単位	式	数量	1			
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂, 上記以外 (小規模), 全ての費用	m3	30					
土砂等運搬	小規模, バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3), 土砂 (岩塊, 玉石混り土含む), 無し, 35.0km以下	m3	30					
処分費 (m3)	無	m3	30					単 1号 建設発生土
埋戻し	上記以外(小規模), 土砂, 全ての費用	m3	20					
土材料	山砂(不洗)	m3	30					
舗装版切断	アスファルト舗装版, 15cm以下, 全ての費用	m	70					
舗装版破碎積込(小規模土工)	全ての費用	m2	26					
殻運搬	舗装版破碎, 機械積込(小規模土工), 有り, 8.0km以下, 全ての費用	m3	1					
処分費 (m3)	無	m3	1					単 2号 アスファルト
下層路盤(歩道部)	270mm, 2層施工, 再生クラッシュ RC-40, 全ての 費用	m2	26					

一式当り内訳書

単価使用年月日	2025.10
歩掛摘要年月日	2025.10
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 4号	複合工	条件	単位	数量	式	数量	1	数量増減	金額増減	摘要
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額		数量増減	金額増減	摘要
表層(歩道部)		1. 4m未満(仕上厚50mm以下), 30mm, 各種(2. 30以上2. 40t/m3未満), プライムコート PK-3, 全ての費用	m2	26						
計										

一式当り内訳書

単価使用年月日	2025.10
歩掛摘要年月日	2025.10
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 5号	仮設費 (積上げ)		単位	式	数量	1			
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m2	56					単 3号	
敷鉄板賃料	22×1, 524×3, 048(mm), 無, 3日, 無, 有	枚	12					単 4号	
交通誘導警備員B		人日							
計									

一式当り内訳書

単価使用年月日	2025. 10
歩掛摘要年月日	2025. 10
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 6号	運搬費	単位	式	数量	1	数量増減	金額増減	摘要
名称・規格	条件	単位		数量	単価	金額		
仮設材等の運搬 (鋼矢板、H形鋼、覆工 板、敷鉄板等)	北海道・東北・北陸・中・四国・九州, 41km, 12m以内, 各種(実数入力), 0, 無	t		10				単 5号 往路
仮設材等の積込み取卸し費	積込み、取卸し(片道分)	t		10				単 6号 往路
仮設材等の運搬 (鋼矢板、H形鋼、覆工 板、敷鉄板等)	北海道・東北・北陸・中・四国・九州, 41km, 12m以内, 各種(実数入力), 0, 無	t		10				単 5号 復路
仮設材等の積込み取卸し費	積込み、取卸し(片道分)	t		10				単 6号 復路
計								

一式当り内訳書

単価使用年月日	2025.10
歩掛摘要年月日	2025.10
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 7号	直接材料費	条件	単位	数量	式	数量	1	金額	数量増減	金額増減	摘要
ケーブル・電線			式	1							内 11号
付属材料費	ケーブル・電線類		式	1							ケーブル・電線材料費×0.015
電線管			式	1							内 12号
付属材料費	電線管類		式	1							電線管材料費×1.75
電柱・接地材料			式	1							内 13号
ハンドホール	900×900×900 蓋付		組	1							
防波管	VUΦ200 有孔管 L=10m		本	1							
防波管	VUΦ200 有孔管 L=2m		本	1							
計											

一式当り内訳書

単価使用年月日	2025.10
歩掛摘要年月日	2025.10
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 8号	一般労務費	単位	式	数量	1				
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
電工		人							
普通作業員		人							
計									

一式当り内訳書

単価使用年月日	2025.10
歩掛摘要年月日	2025.10
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 10号	複合工	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り		土砂, 上記以外 (小規模), 全ての費用	m3	2					
土砂等運搬		小規模, バックホウ山積0.28m3 (平積0.2m3), 土砂 (岩塊, 玉石混り土含む), 無し, 35.0km以下	m3	2					
処分費 (m3)		無	m3	2					単 1号 建設発生土
埋戻し		上記以外 (小規模), 土砂, 全ての費用	m3	1					
土材料		山砂 (不洗)	m3	2					
計									

一式当り内訳書

単価使用年月日	2025.10
歩掛摘要年月日	2025.10
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 11号 ケーブル・電線		単位	式	数量	1			
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル	VVR5.5mm2×2心	m	8.58					
600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル	VVR8mm2×3心	m	9.02					
600V架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	CV8mm2×4心	m	61.77					
制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル	CVV1.25mm2×2心	m	61.77					
制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル	CVV2mm2×2心	m	61.77					
600Vビニル絶縁電線	IV5.5mm2	m	5.45					
計								

一式当り内訳書

単価使用年月日	2025.10
歩掛摘要年月日	2025.10
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 12号	電線管	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
	ポリエチレンライニング鋼管	PE22 ねじ無し	m	5.28					
	ポリエチレンライニング鋼管	PE28 ねじ無し	m	7.81					
	ポリエチレンライニング鋼管	PE54 ねじ無し	m	1.05					
	波付硬質ポリエチレン管	FEP30	m	88.44					
	波付硬質ポリエチレン管	FEP50	m	81.62					
	金属製可とう電線管	30mm ビニル被覆	m	2.2					
	硬質ビニル電線管	VE16	m	2.15					見積単価
	計								

一式当り内訳書

単価使用年月日	2025.10
歩掛摘要年月日	2025.10
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
内 13号 電柱・接地材料								
接地棒	φ14-1500L リード端子付	組	1					
埋設シート	ホリエフレックス 150W 2倍	m	78					
コンクリートポール	8m 末口14cm 2.0kN	本	1					
自在バンド	IBT-212	本	5					
コンクリート根かせ	1000×170×140	個	1					
足場ボルト	CP用	本	8					
ステーブロック	ロッド付 600×300	組	1					
玉がいし	100×100	個	1					
支線ガード	L=2.0m 虎印	本	1					
亜鉛めっき鋼より線	38mm2	kg	2.94					

一式当り内訳書

単価使用年月日	2025.10
歩掛摘要年月日	2025.10
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 13号	電柱・接地材料	単位	式	数量	1			
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
支線バンド	3BD-HD-12	個	1					
巻付グリップ	38mm2 玉がいし用	個	4					
計								

1次単価表

						単価使用年月日	2025.10	
						歩掛摘要年月日	2025.10	
						労務調整係数	1.000-00000 0.0 0	
単 1号	処分費 (m3)	無	単位	m3	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件		単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 建設発生土				m3	100			
合計								
単価								円/m3

1次単価表

単価使用年月日	2025.10
歩掛摘要年月日	2025.10
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 3号	敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m2	単位数量	100	単価
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人					
とび工		人					
普通作業員		人					
バックホリ(クローラ型)運転		日					単 7号
諸雑費(率+まるめ)		式	1				
合計							
単価							円/m2

1次単価表

単価使用年月日	2025.10
歩掛摘要年月日	2025.10
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 4号	敷鉄板賃料	22×1,524×3,048(mm), 無, 3日, 無, 有	単位	枚	単位数量	1	単価
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	敷鉄板賃料 22×1524×3048mm	供用日数:3日	枚	1			
	整備費(敷鉄板) 22×1524×3048mm		枚	1			
	合計						
	単価						円/枚

2次単価表

						単価使用年月日	2025. 10
						歩掛摘要年月日	2025. 10
						労務調整係数	1.000-00000 0.0 0
単 7号	バックホウ(クローラ型)運転		単位	日	単位数量	1	単価
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手(特殊)		人					
軽油		L	119				
バックホウ(クローラ)【標準・クレーン機能付き】山積0.8m3(平積0.6m3)2.9t吊		日					
諸雑費(まるめ)		式	1				
合計							
単価							円/日

參考資料

【参考資料】

※交通誘導警備員の配置人数について

工事期間中の交通管理に要する「交通誘導警備員」の数量については、交通誘導警備員が必要と想定される主な工種【複合工】の「作業日当り標準作業量」から算定した作業日数を用いている。

○当該工事区間における配置人数

・ 施工区間の前後に1名ずつ 交通誘導警備員B を配置する。

・ 参考配置人数：

交通誘導員警備員B・・・8人

・ 交代要員の有無：無

追記

1) 所轄警察署との交通協議により、交通誘導警備員の配置変更等があった場合には、別途協議の上設計変更することができる。

2) 施工数量に変更が生じた場合にいて、これと連動する交通誘導員の計上日数が変更となるときは、別途協議のうえ設計変更することができる。

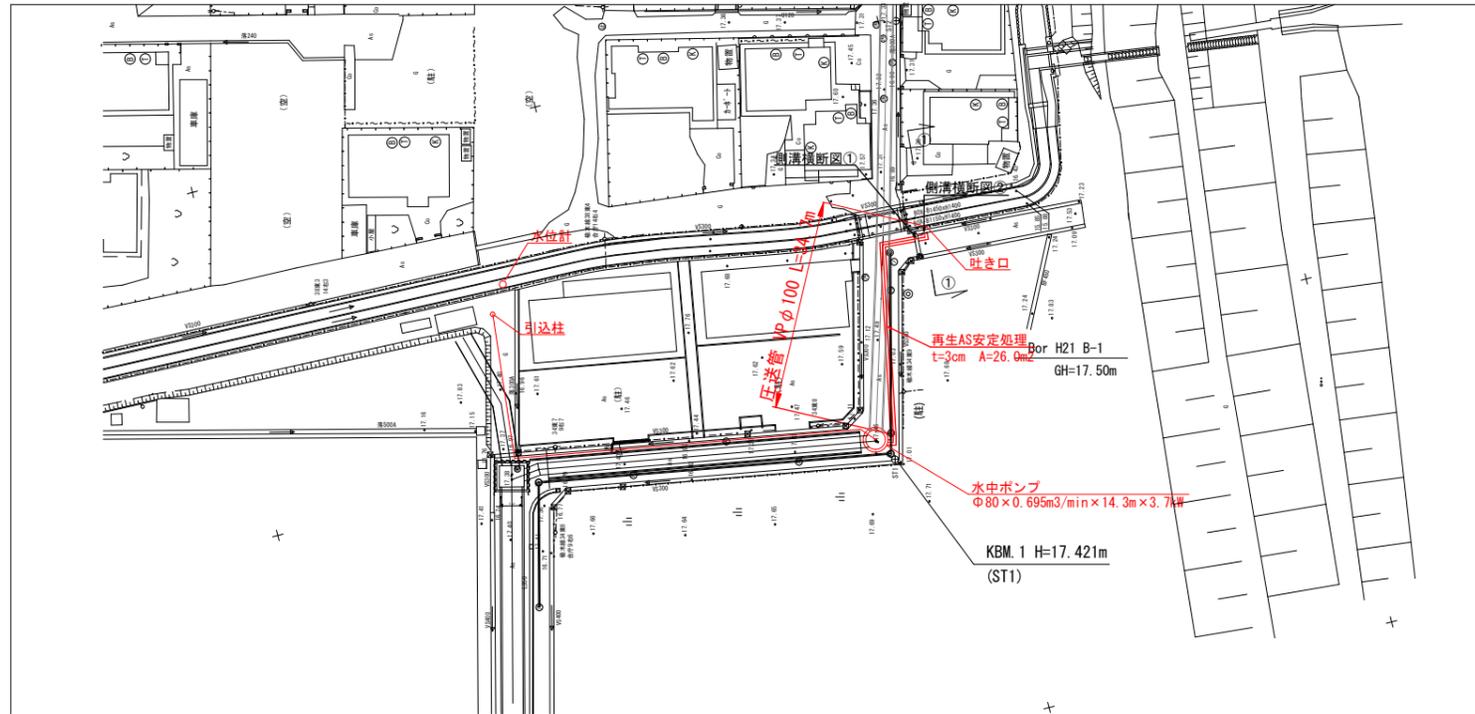
3) 交通誘導警備員の定義は次のとおり

交通誘導警備員A：警備業者の警備員で、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

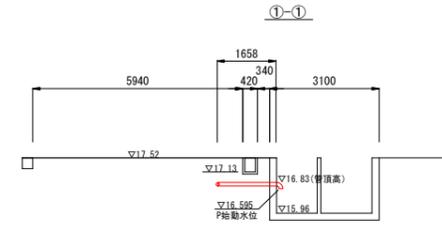
交通誘導警備員B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の誘導警備員

(大崎市では、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会受講者も認める)

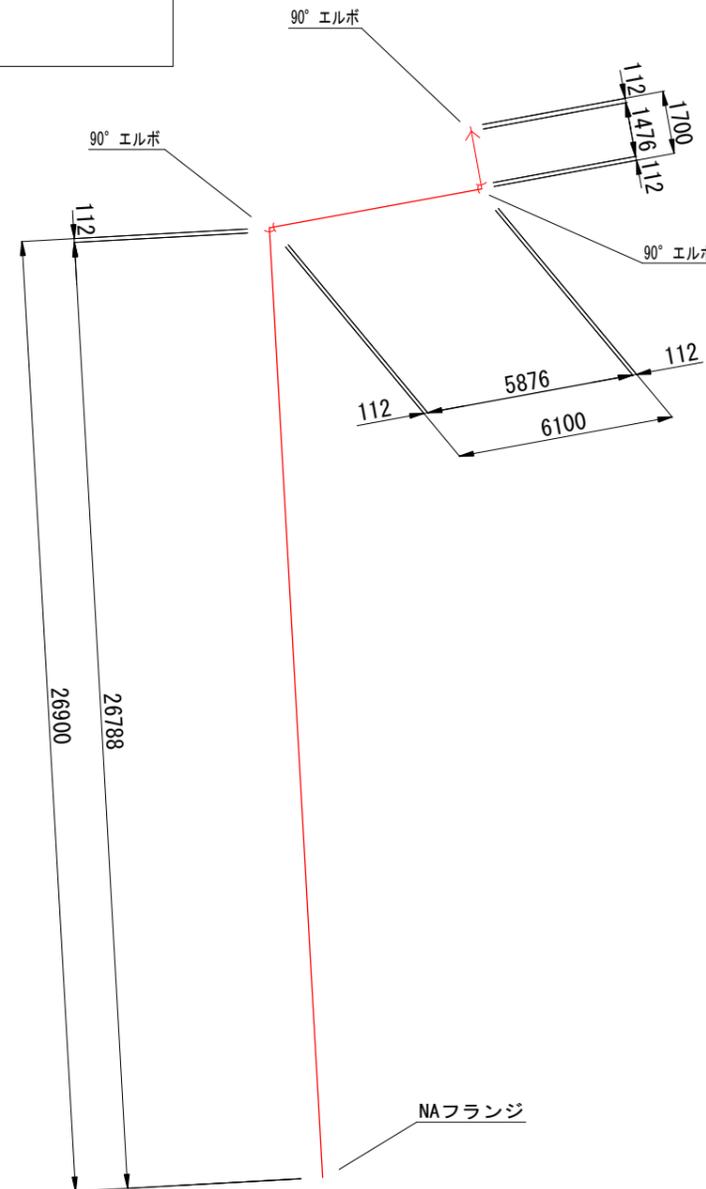
平面図
S=1:500



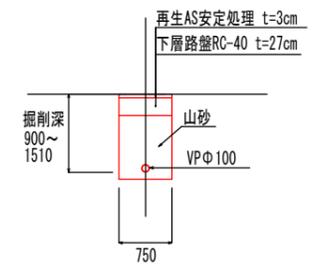
横断面図
S=1:100



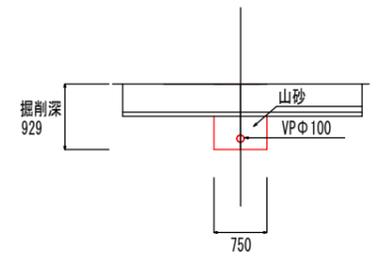
配管図
(硬質塩化ビニル管VPφ100)
S=1:100



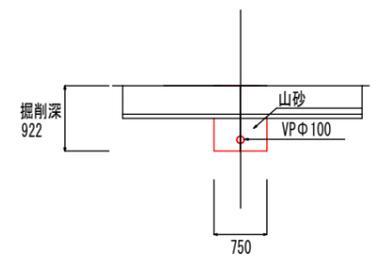
標準断面図
S=1:50



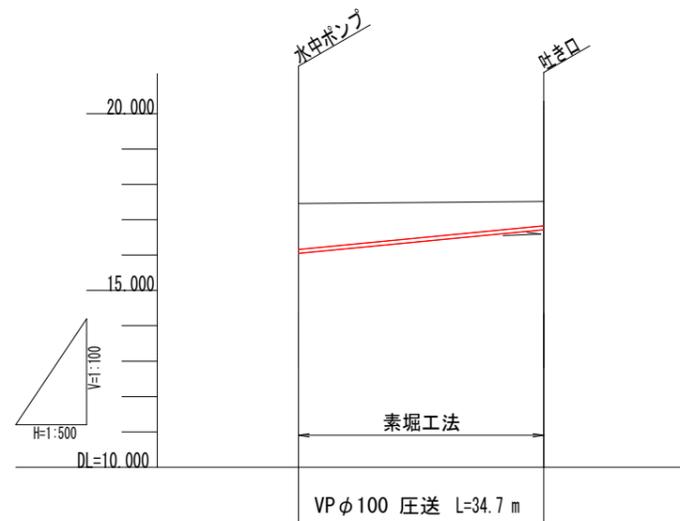
側溝横断面①



側溝横断面②



縦断面図
V=1:100
H=1:500



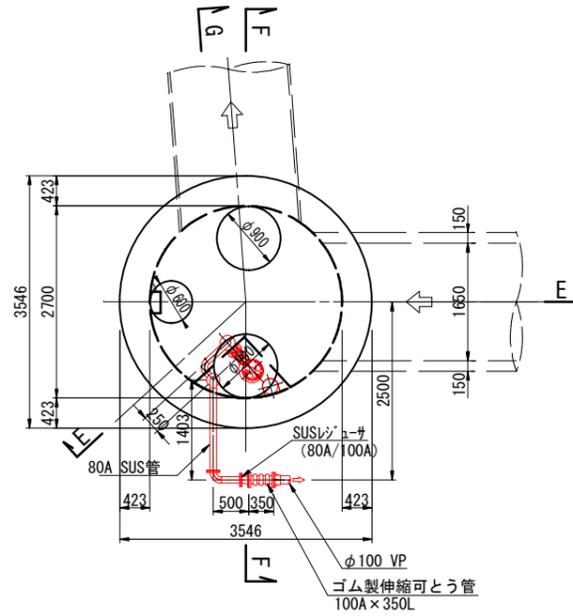
地盤高	17.46	17.52
土被り	1.30	0.89
管底高	16.063	16.723
掘削深	1.51	0.90
追加距離	0.00	34.70
単距離	0.00	34.70
測点	MP	吐き口

大崎市公共下水道事業			
施工年度	令和7年度	工事番号	2025001496
工事名	資管工 令和7年度 公共下水道雨水 (古川幸埠第1排水区) 排水ポンプ設置工事		
施工箇所	大崎市 古川地域 旭五丁目地内		
図面名	平面図・縦断面図・横断面図 標準断面図・配管図		
縮尺	図示	位置	
設計者		課長	
宮城県大崎市	図番		1/4

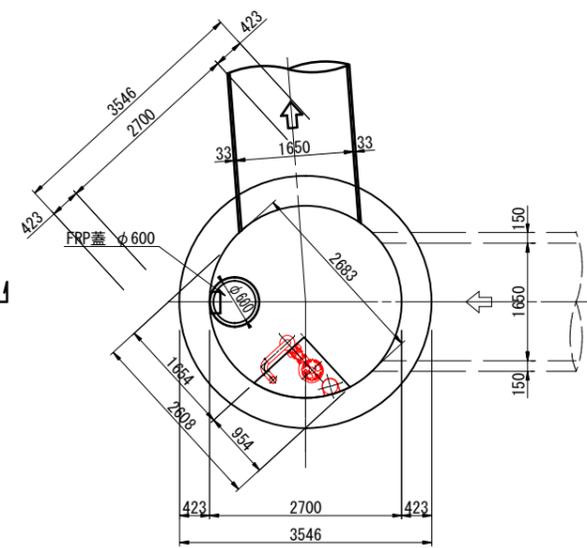
ポンプ構造図(1)

縮尺 1:150

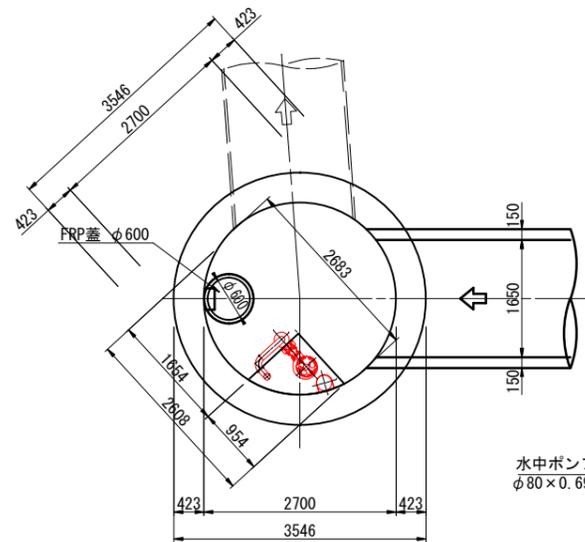
A-A 断面図



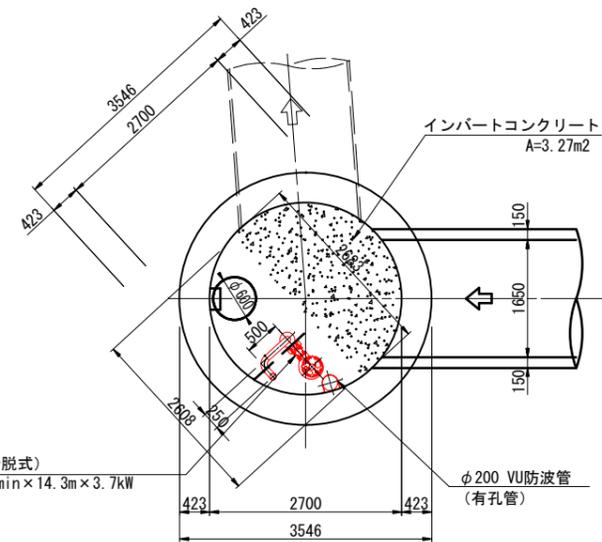
B-B 断面図



C-C 断面図



D-D 断面図



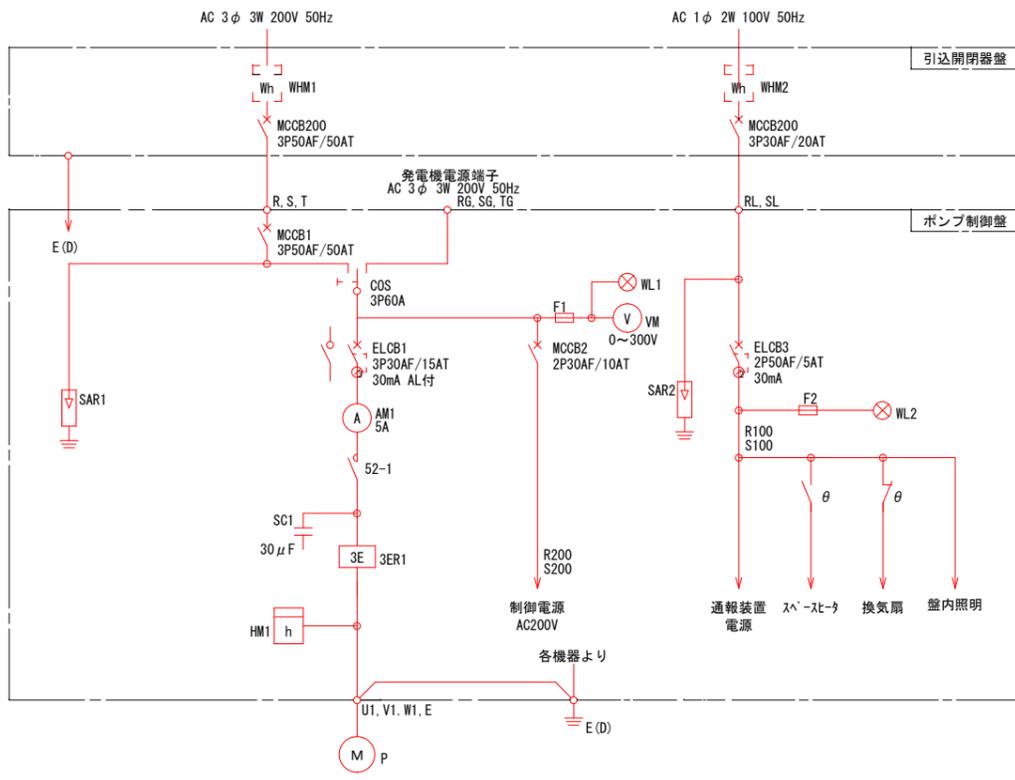
水中ポンプ (着脱式)
φ80×0.695m²/min×14.3m×3.7kW

インパートコンクリート
A=3.27m²

φ200 VU防波管
(有孔管)

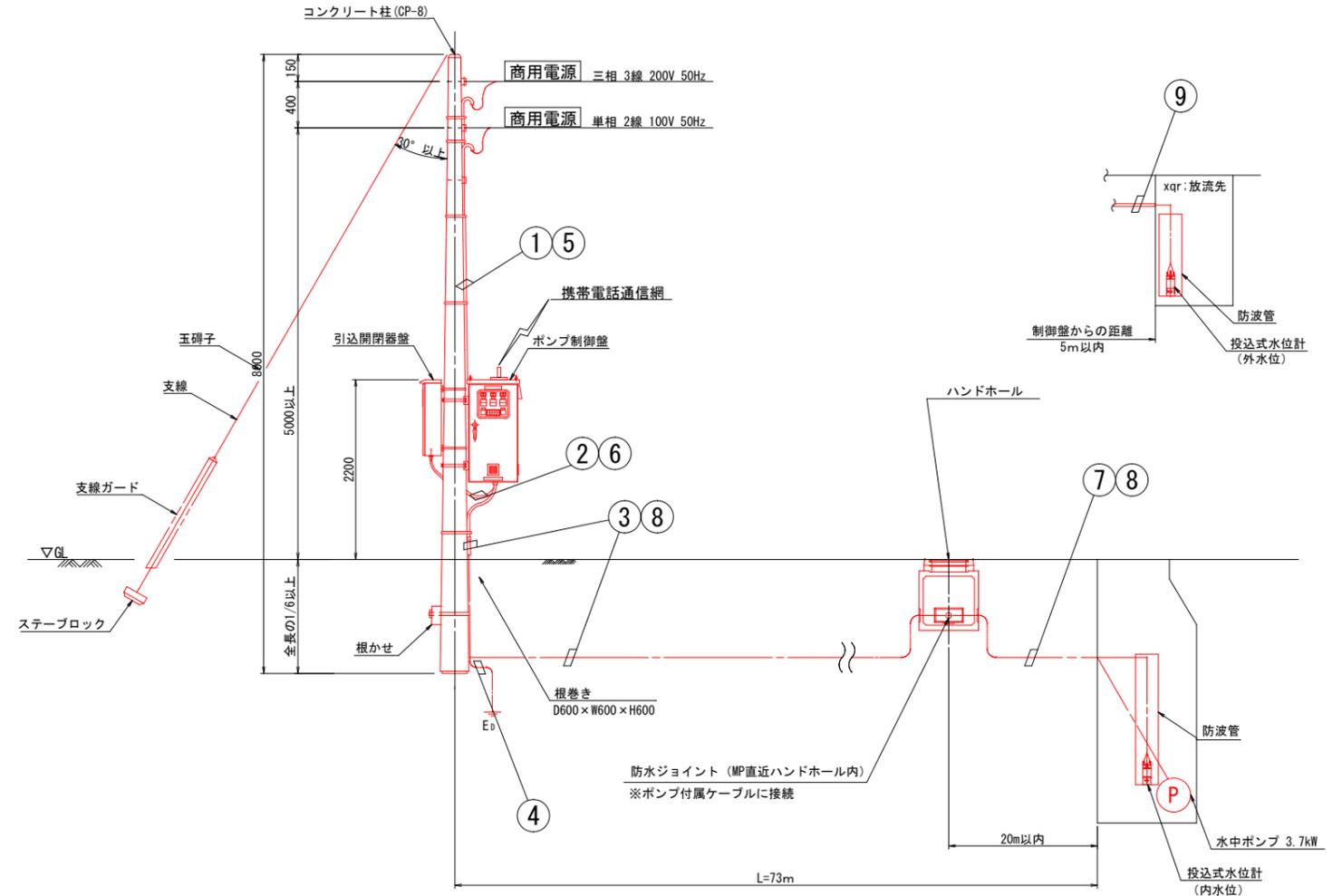
大崎市公共下水道事業		
施工年度	令和7年度	工事番号 2025001496
工事名	資管工 令和7年度 公共下水道雨水 (古川幸峰第1排水区) 排水ポンプ設置工事	
施工箇所	大崎市 古川地域 旭五丁目地内	
図面名	ポンプ構造図(1)	
縮尺	1/150	位置
設計者	課長	
宮城県大崎市	図番	24

単線結線図



記号	名称
MCB	配線用遮断器
ELCB	漏電遮断器
COS	切換えスイッチ
52	電磁接触器
WHM	電力量計
VM	電圧計
AM	電流計
HM	時計 (運転時間計)
SC	進相コンデンサ
3ER	過負荷・欠相・反相継電器
F	ヒューズ
M	電動機
P	ポンプ
E(D)	D種接地
WL	表示灯 (白色)

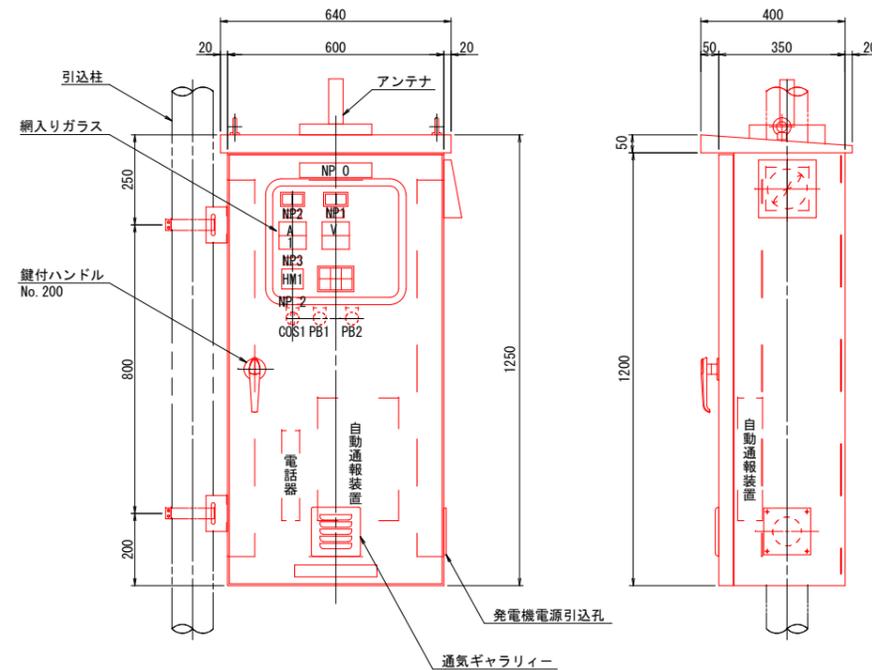
動力引込図及び動力配線図



表示灯 1

ポンプ停止	ポンプ運転	200V電源	100V電源
-------	-------	--------	--------

ポンプ制御盤詳細図



表示灯 2

ポンプ過負荷	ポンプ漏電	内水位計故障
ポンプ過熱	ポンプ浸水	外水位計故障

ネームプレート

NP No.	名称
NP 0	ポンプ場名称
NP 1	電源電圧
NP 2	No. 1ポンプ
NP 4	No. 1ポンプ運転時間

記号表

記号	名称
V	電圧計
A	電流計
HM	運転時間計
COS1	手動一切自動
PB 1	故障復帰
PB 2	ランプテスト

配線表

No.	自	至	電線	電線管		
				露出	埋設	
①	動力引込点 (200V)	引込開閉器盤	VVR8.0mm ² ×3心×1	PE28	---	
②	引込開閉器盤 (200V)	ポンプ制御盤	VVR8.0mm ² ×3心×1	金属製可とう電線管φ30	---	
③	ポンプ制御盤	防水ジョイント (ポンプ)	動力	PE54	FEP50	
			浸水			CV8.0mm ² ×4心×1
			過熱			CVV2.0mm ² ×2心×1
④	ポンプ制御盤	接地棒 (動力)	CVV1.25mm ² ×2心×1	VE16	VE16	
⑤	動力引込点 (100V)	引込開閉器盤	IV5.5mm ² ×1	PE22	---	
⑥	引込開閉器盤 (100V)	ポンプ制御盤	VVR5.5mm ² ×2心×1	金属製可とう電線管φ30	---	
			IV5.5mm ² ×1			
⑦	防水ジョイント (ポンプ)	ポンプ	動力	PE28	FEP50	
			浸水			VCT3.5mm ² ×4心×1
			過熱			2PNC2.0mm ² ×1心×1
⑧	ポンプ制御盤	投込式水位計 (内水位)	2PNC1.25mm ² ×2心×1	PE28	FEP30	
⑨	ポンプ制御盤	投込式水位計 (外水位)	専用ケーブル×1	PE28	FEP30	

大崎市公共下水道事業			
施工年度	令和7年度	工事番号	2025001496
工事名	管工 令和7年度 公共下水道雨水 (古川李塚第1排水区) 排水ポンプ設置工事		
施工箇所	大崎市 古川地域 旭五丁目地内		
図面名	単線結線図・動力引込図及び動力配線図 ポンプ制御盤詳細図		
縮尺	図示	位置	
設計者		課長	
宮城県大崎市	図番		4/4